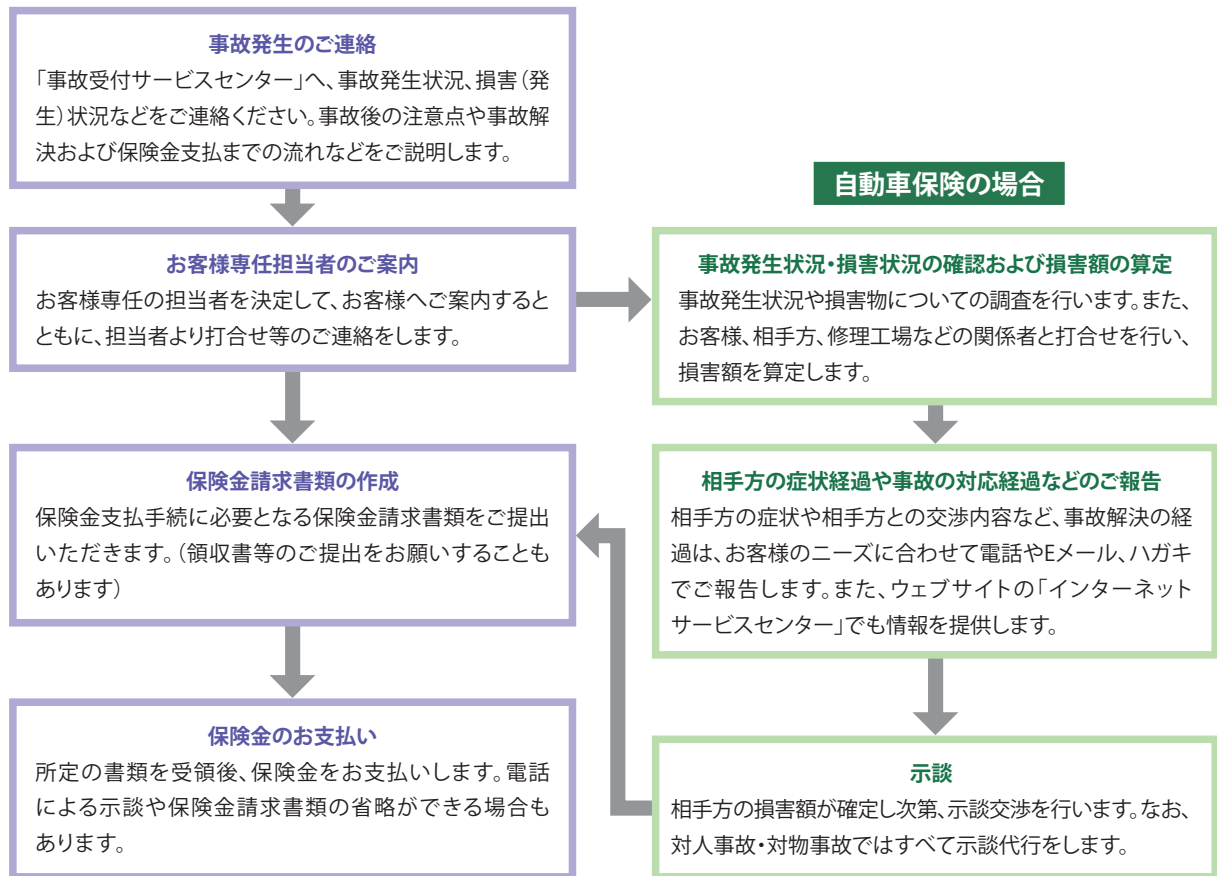


保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディーに行っています。保険金お支払いまでの流れの概略は以下のとおりです。

*以下は一例です。事故の内容・状況により以下の流れとは異なる場合があります。



■ 保険金請求書類作成に関するご注意

ご契約者、被保険者または保険金を受取るべき方が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類に知っている事実を記載されなかったとき、事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いできないこと、または、減額される場合があります。また、保険証券に免責期間が記載されている保険については、保険金のお支払いの対象は免責期間の終了後からとなります。

■ 保険金支払後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、契約金額は減額されず満期まで有効です。ただし、自動車保険の「おりても特約」の車外身の回り品特約については、保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。また、傷害保険の各種特約についてもご契約の保険金額が限度となるものがあります。

■ 保険金支払いに関する制度(自動車保険)

[自賠責保険の一括払制度]

対人事故および人身傷害事故の保険金をお支払いできる場合で、補償を受けられる方からこの保険の保険金と自賠責保険金について一括請求のご依頼を受けた場合、ソニー損保が自賠責保険金の部分まで立替えて一括してお支払いします。

[保険金の内払制度]

対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも補償を受けられる方が負担すべき被害者の治療費、休業損害、通院交通費等(自賠責保険で支払い済みの額を除く)について内払金をお支払いします。